15 法定外税の実施状況(平成25年度)

(1) 道府県法定外普通税

			去定外普通税				4	成26年1月現在
No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格 調整税	揮発油の販売		揮発油の精製業者又は輸入 業者その他これらに類する 者のうち県内に事務所を設け けて揮発油の販売を業とす るもので知事が指定するも の (元売業者)	申告納付	1,500円/kI	S47. 6. 1施行 (H24. 4. 1) 986
0	福井県	1+ 10t 1/J IV	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額	ᅅᆖᆔᅜᄀᄕᄭᆌᆇᅺ	th # 64 (4	①核燃料価額の100分の 8.5	
2	個并乐	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力 (2) 発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 	申告納付	②45,750円/千kW(3ヶ月)	(H23. 11. 10) 7, 774
•		14 lbb dol 77	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額	**************************************	申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	\$54.1.16施行
3	愛媛県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 		②40,000円/千kW(3ヶ月)	(H26. 1. 16) 0
4	佐賀県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54. 4. 1施行 (H21. 4. 1) 0
5	島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 0
6	静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 0
7	広旧 白旧	1+ 10t 1/J IV	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額		申告納付	①核燃料価額の100分の 12	S58. 6. 1施行 - (H25. 6. 1) 0
'	庇 况 局 宗	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 		②22,600円/千kW(3ヶ月)	
8	宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58. 6. 21施行 (H25. 6. 21) 0
9	新潟県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14. 5	S59. 11. 15施行 (H21. 11. 15) 0
10	北海送	12 钟 和 主於	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額	& 垂田 百 フ に の む 平 キ	由生統/+	①核燃料価額の100分の 8.5	S63. 9. 1施行
IU	北海道	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 	申告納付	②37,750円/千kW(3ヶ月)	(H25. 9. 1) 0
11	石川退	技術和影	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額		申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	H4. 10. 8施行 - (H24. 10. 8) 193
11 7	石川県	2	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 	다 다 M인기	②34,900円/千kW(3ヶ月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
			①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した核燃料 の価額	①原子炉設置者		①核燃料価額の100分の 13	\$53.10.18施行
			②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核分裂 前のウランの重量	②再処理事業者		②46,000円/kg	(H21. 4. 1)
19	茨城県	核燃料等	③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者	申告納付	③1, 219, 000円/m³	603
12	- 5X 794 7K	取扱税	④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の容器の数 量	④再処理事業者	4- E1 143113	④1, 219, 000円/本	
			⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の容器の容 量	⑤原子力事業者		⑤81,100円/m³	
			⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の容器の容 量	⑥原子力事業者		⑥3,900円/m³	
			①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者		①19, 100円/kg	H3. 9. 28施行
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		② 9,000 円 / 千 kW (3 ヶ月)	(H24. 4. 1)
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料 の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の 13	16, 045
13	青森県	核燃料物 質等取扱 税	④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に 係る原子核分裂をさせる前 のウランの重量	④再処理事業者	申告納付	④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る 原子核分裂をさせる前のウ ランの重量	⑤再処理事業者		⑤1, 300円/kg (当面の間8, 300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体 に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥27, 500円/m³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数 量	⑦廃棄物管理事業者		⑦845, 400円/本	

市町村法定外普通税 (2)

平成26年 1	1日珇在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所 有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m²···年 650円	S51. 4. 1施行 (H23. 4. 1) 555
2	神奈川県山北町	砂利採取 税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1 m ³ ····10円 砂利 1 m ³ ····15円	S57. 4. 1施行 (H24. 4. 1) 4
3	福岡県太宰府市	歴史と文 化の環境 税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車 (自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人以下 の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 (H24. 5. 23) 65
4	鹿児島県 薩摩川内 市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料 (使用済核燃料集合体)の数量 (1発電用原子炉につき157体 を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15. 11. 1施行 (H26. 1. 5) 392
5	東京都豊島区	狭小住戸 集合住宅 税	豊島区内における狭小住戸(専 用面積30㎡未満の住戸)を有す る集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅 の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 369
6	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で 通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車 で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 0 (平年度見込額 300

⁽注)

(3) 道府県法定外目的税

平成26年1月現在

_								<u> </u>	成26年1月現在
No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄 物税	産業廃棄物の中間 処理施設又は最終 処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その 他適正な処理に係る 施策に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間 処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出 事業者		1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14. 4. 1施行 154
2	岡山県		最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入さ れる産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H15. 4. 1施行 448
3	広島県		最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑イ 無減量化化、業廃棄化、業 制、ルその他の産業化の産業での がのの循環型を がのの循環する がでいまする でいます。 でいまする でいまする でいまする でいます。 でいまする でいます。 でいます でいまする でいまする でいます。 でいま でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。	ᄝᄵᄢᄭᄱᆞᆒᇌᇽᆠᇈᆽᅕ	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 れる産業廃棄び中間処 理業者 ※自社処分は原則課 税免除	職人された 産業廃棄物 を自社のい	1,000円/トン	H15. 4. 1施行 (H25.4.1) 501
4		産業廃棄 物処分場 税		産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑 業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬扱 れる産業廃物の排出 事業者 ※自社処分は原則課 税対象外 ※下水処理に伴う汚 泥等は非課税	※搬産を分て がれ乗のおも がれ乗のおす がれりないがある。	1,000円/トン	H15. 4. 1施行 (H25.4.1) 6
5		産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減化、再生利用その他適正な処理の促進に適する施策に要する	最終処分場へ搬入される産	・業を ・物者 ※用表供ら社課 ・ 業の 単の が で スルー・ 大阪 ・ 大阪	※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H16. 1. 1施行
6	岩手県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生利用、再生利用での他適正な処分に係る施策に要する費用	目の加八相。拠るされて立	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H16. 1. 1施行 82
7	秋田県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の 抑制、減量化、再生 利用その他適正な処 理の促進に関する施 策に要する費用	取於処分場へ版入される生			1,000円/トン (公有水面埋立区域内に 県が設置する最終処分場 への指定副産物の搬入に ついては250円/トン)	H16. 1. 1施行 241
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間 処理施設又は最終 処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間 処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出 事業者	中生幼	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免税	H16. 1. 1施行 43

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用、正 量その他その適施策に 処理に関する施策に 要する費用		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H16. 4. 1施行 97
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用等に よる産業廃棄物の減 量その他適正な処理 の促進に関する費用		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者 理業者 ※自社処分は原則課税免除	然他有から	1,000円/トン	H16. 4. 1施行 239
11	新潟県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物再生物の発生のの発生のの発生を があるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H16. 4. 1施行 271
12	京都府	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再使用、再使用、再使用、再使用では重な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 57
13	宮城県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の 抑制、減量化、、再生 利用その他適正な処理の促進に関する施 策の実施に要する費 用	 最終処分場へ搬入される産	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 (H22.4.1) 420
14	島根県	産業廃棄 物減量税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、産業廃棄物の発生の抑制、産業廃棄物の発生による産業廃棄物の強力を発生を変換を発生を変換を発生を変けるできない。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 (H22.4.1) 318
15	福岡県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制を 制、再生利用等の理 進その他適正な処理 の推進を図る施策に 要する費用	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 182
16	佐賀県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の 排出抑制、再生利用 その他適正な処理の 促進を図る施策に要 する費用	搬入される産業廃棄物の重	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 102
17	長崎県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 83

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄 物税			焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者		焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 243
19	鹿児島県	産業廃棄 物税				焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 127
20	宮崎県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再進を別用の促進その性適正な処理の推進を関る策に要する費用	版入される性未廃果物の里	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者		焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17. 4. 1施行 236
21	熊本県	産業廃棄 物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄びあ 排出の抑制利用その他 適正な処理の促進に 関する施策に要する 費用		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 150
22	福島県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出のの 抑制、乗乗生発乗物の 非出る産業 を変のの はるその他進にに要 処理の促進に要する を 費用	B 40 hn 八 H . + 40 . 그 + 4 . 그 +	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1,000円/トン ※ 自 社 処 分 の 場 合 は 1/2、年間搬入量10,000ト ン超の部分は1/2	H18. 4. 1施行 764
23	愛知県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業場に変する施策には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で				1,000円/トン (自社処分の場合は500 円/トン)	H18. 4. 1施行 583
24	沖縄県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型社会の形成にの 向けた産業ト 東 第と が再 中 の抑生利用そ促進 適正な処策に 要する を で り に 要する を り り り り り り り り り り り り り り り り り り		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		1,000円/トン	H18. 4. 1施行 65
25	北海道	循環資源 利用促進 税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑 制及び循環環資源の推 環的な利用その他産 業廃棄物の適正な処 理に係る施策に要す る費用	最終処分場へ搬入される産	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン	H18. 10. 1施行 793
26	山形県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用等に よる産業廃棄物の正処 量その他に関する 理の促進に要する費 用		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		1,000円/トン	H18. 10. 1施行 181

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
27			最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 排出の 排制及 に資源の循環環体的な が に資源の確産業廃棄す の 適正な処理の確保 を促進する きに 要する費用			及び設置費 用を負担し た最終処分	1,000円/トン (自社処分の場合は500 円/トン、設置費用を負担 した最終処分場で処分す る場合は750円/トン)	H19. 4. 1施行 255
28	東京都		ホテル又は旅館へ の宿泊	国際都市東京の魅力を高めるともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿 泊者	特別徴収	1 人 1 泊について宿泊料 金が10千円以上15千円未 満 …100円 15千円以上 …200円	H14. 10. 1施行 1, 070
29		乗鞍環境	乗鞍鶴ヶ池駐車場 へ自動車を運転し て自ら入り込む行 為、又は他人を入 り込ませる行為	の保全に係る施策に	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車 で進入する回数		特別徴収 シスススての ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○乗車定員が30人以上 の自動車 ・一般乗合用バス以外 ・・・3、000円/回 ・一般乗合用バス ・・・2、000円/回 ○乗車定員が11人以上 29人以下の自動車 ・・・1、500円/回 ○乗車定員が10人以下 の自動車 ・・・300円/回	H15. 4. 1施行 18

(注) O 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4)市町村法定外目的税

平成26年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	成26年1月現在 施行年月日 (直近の更新) 24年度決算額 (百万円)
1	京都府城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する環境整備に要する 経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m³···40円	S43. 12. 1施行 (H23. 6. 1) 16
2	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13. 7. 1施行 10
3	福岡県北九州市	環境未来税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分		最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1, 000円/トン	H15. 10. 1施行 776
4	新潟県柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対すする安全対策、生業全対策、生業全対策境安全対策、生業全対策及び民生安安対策及び民原子力発電がに原子力発をの共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 587
5	沖縄県伊是名村	*** **** 加 / 」	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為		旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は 課税免除)	H17. 4. 25施行 4
6	沖縄県伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は 課税免除)	H20. 7. 1施行 3
7	沖縄県渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により渡嘉敷村へ	旅客船等により渡嘉 敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は 課税免除)	H23. 4. 1施行 9

⁽注)